

こ成事第14号
令和6年1月29日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について

次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「本交付金」という。）は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（特別区を含む）が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付されるものである。

今般、令和6年度における本交付金に係る整備計画の協議について、下記のとおり実施することとしたので通知する。

このため、対象となる施設整備を実施する予定がある場合には、「次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」に基づき、それぞれ施設整備計画協議書（以下「協議書」という。）について提出いただくようお願いする。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対し周知していただくよう併せてお願いする。

記

1. 協議書の提出について

提出期限は、以下のとおり予定している。

	提出期限	内示予定
①	各地方厚生（支）局から連絡	令和6年4月上旬
②	各地方厚生（支）局から連絡	令和6年6月上旬
③	各地方厚生（支）局から連絡	令和6年8月上旬
④	各地方厚生（支）局から連絡	令和6年10月上旬
⑤	各地方厚生（支）局から連絡	令和6年12月上旬

※ 令和5年度からの繰越予算に残額がある場合には、繰越予算を優先的に使用する。

※複数年度事業の場合、毎年度協議書の提出を行う必要があるが、2カ年目以降は必ず①にて協議すること。

※ 提出期日及び提出先の詳細については各地方厚生（支）局から別途お知らせする。

※本交付金については予算の範囲内において交付するものであり、予算の状況によっては協議が打ち止めとなる可能性がある。

2. 策定基準について

次のアからエの基準に照らして十分な審査を行った上整備計画の内容を精査すること。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

単に入所児童数の把握にとどまらず、入所等の必要性を調査するなど実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 用地確保状況の把握及び職員の確保等

契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。

また、必要となる職員等の確保が確実であること。

ウ 社会福祉法人等の適格性

社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

エ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

3. 協議申請について

「優先順位を付す際の指標」を参考に、申請自治体内における、児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行うこと。なお、この優先順位は採択にあたって参考とする。

また、障害者施設（障害福祉サービス事業）との多機能型事業所の整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設（障害福祉サービス）の優先順位との相関性を留意すること。

4. その他の留意事項について

(1) 乳児院及び児童養護施設に係る整備計画については、以下によること。

- ① 小規模かつ地域分散化を積極的に推進する整備計画（地域小規模児童養護施設の整備及び分園型小規模グループケアの整備）について、優先的に採択する。
- ② 小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画（本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備）については、「概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）」（様式第5号）の内容を精査した上で、採択の可否を決定する。
- ③ 大・中・小舎（小規模グループケア以外）を含む整備計画については、採択しない。
ただし、防犯対策、耐震化工事又は老朽化した設備の更新等に係る大規模修繕については、別途、必要性等を考慮の上、判断する。
- ④ 以下の要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和3年2月4日付け子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた整備計画については、補助率を嵩上げする。（1/2 ⇒ 2/3）

（要件）

i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

⑤ 産後ケア事業について

取組を推進するため、産後ケア事業の創設、増築及び増改築に係る整備費について補助率の嵩上げを行っている。（1/2 ⇒ 2/3）

(2) 過去において、社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に交付するという事件が発生したことに鑑み、本交付金の整備計画においても、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等について、厳密な審査を行うこと。

(3) 社会福祉法人の設立を伴う場合は、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等が生じないように十分留意すること。

(4) 児童入所施設等にあっては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮すること。

なお、児童心理治療施設については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選すること。

(5) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫負担（補助）金の対象事業となる場合は、令和5年8月22日付けこ成事第339号こども家庭庁成育局長

通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」に基づき、同通知別紙の財産処分（取りこわし）協議書を参考として添付すること。

(6) 本交付金の交付に伴う地方財政措置については、設置主体が各都道府県又は市町村の場合は、国の交付金に見合う地方財政措置が行われ、設置主体が社会福祉法人の場合は、従来の国庫補助事業の法人負担相当分を除き、地方財政措置が行われることとなっているので、所要の財源措置に留意すること。

(7) 令和5年度以前からの継続事業については、事業内容の更なる精査を図った上で協議すること。

また、継続事業であっても、2年目以降の国庫補助を確約するものではないので、優先順位付け等をするにあたっては留意すること。

(8) 実施設計費については、内示後に契約したものについてのみ対象経費として認めること。

(9) 防犯対策の強化に係る整備事業について

対象とする整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事については、別途通知する「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」のとおりであり、対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」としているため、備品等の購入費用のみの場合は、補助対象とはならない。

また、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築した防犯マニュアル等の作成に努めること。

(10) 交付対象となる施設整備について

本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。（大規模修繕等における障害児通所支援施設等改修整備を除く。）

(11) 事業着手について

内示前に事業着手した場合、補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは、工事契約の締結のことで、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するので、留意すること。

(12) 児童福祉施設等における木材利用の推進について

利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行う事業については、優先的に採択する。

当該事業として申請する際には、協議書様式第3号-2においてその旨を記載するとともに、本整備において木材をどのように利用しているか、具体的に記載すること。

(13) 非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）について

非常用設備等は地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保すること。また、事業

主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

(参考 URL) 会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

(14) 児童福祉施設等におけるアスベスト対策について

児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等については、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、早期処理に努めるようお願いしているところである。

アスベスト除去のために行う改築や大規模修繕等については、本交付金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう引き続きお願いする。

なお、令和5年10月1日に施行された石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、建物の改修・解体時のアスベスト事前調査については、国が定める有資格者による実施が義務づけられたため留意願うとともに、管内の市町村及び施設に対して積極的な周知をお願いしたい。

(参考 URL) 厚生労働省石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/poster-r5.pdf>